認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

		入力	確認
受贈者、相続人（受遺者）の氏名		※	※
贈与者、被相続人の氏名			
認定（贈与・相続）承継会社の名称			

※欄は記入しないでください。

1　一定の事由により特定資産の保有割合[注1]又は運用収入割合[注2]が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

⑴　該当規定[注3、4、5]

イ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第19項ただし書又は第40条の８の２第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70％以上】	【保有割合】 ％
ロ	□　租税特別措置法施行令第40条の８第22項ただし書又は第40条の８の２第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75％以上】	【運用収入割合】 ％

⑵　事由の生じた年月日（⑴ロの場合はその事業年度）　令和＿＿年＿＿月＿＿日

（令和＿＿年＿＿月＿＿日　～令和＿＿年＿＿月＿＿日）

⑶　事由の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

⑷　１の割合を減少すべき期限※　令和＿＿年＿＿月＿＿日

※　⑴イに該当する場合には⑵の年月日から６か月を経過する日が、⑴ロに該当する場合には⑵の事業年度終了の日の翌日以後６月を経過する日の属する事業年度終了の日が、１の割合を減少すべき期限となります。

2　１の割合の減少に関する事項

⑴　減少後の 保有／運用収入 割合　＿＿＿＿＿＿％

⑵　⑴の割合に減少させた年月日（１⑴ロの場合は事業年度）　令和＿＿年＿＿月＿＿日

（令和＿＿年＿＿月＿＿日　～令和＿＿年＿＿月＿＿日）

⑶　⑴の割合に減少させた事情の詳細

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

（注）　１⑷の「１の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、２の事項の記載は不要です。

記載方法等

この明細書別紙は、死亡等の日が租税特別措置法第 70 条の７第２項第６号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法 70 条の７の２第２項第６号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 37 項又は第 40 条の８の２第 43 項の規定により免除届出書を提出するときにおいて、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（同令第 40 条の８第 19 項ただし書又は第 40 条の８の２第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の８第 22 項ただし書又は第 40 条の８の２第 27 項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

（注）１　「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※Ａ＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

Ｂ＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の９第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

Ｃ＝過去５年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の７第２項第８号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

２　「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

３　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 19 項ただし書又は第 40 条の８の２第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

４　「租税特別措置法施行令第 40 条の８第 22 項ただし書又は第 40 条の８の２第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の９第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

５　イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

６　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の７の２第２項第７号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の７の４第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。